輸第11902号	化成肥料	ＡＺ８号	株式会社アズビオ	千葉県香取市扇島2282番地２
輸第12334号	配合肥料	Ｇ―408Ｂ	株式会社アズビオ	千葉県香取市扇島2282番地２
輸第12335号	配合肥料	Ｇ―435Ｂ	株式会社アズビオ	千葉県香取市扇島2282番地２
輸第12336号	配合肥料	Ｇ―508Ｂ	株式会社アズビオ	千葉県香取市扇島2282番地２
輸第12355号	配合肥料	ＦＲ―432Ｂ	株式会社アズビオ	千葉県香取市扇島2282番地２
輸第12626号	化成肥料	ＡＺ　ＦＲ432	株式会社アズビオ	千葉県香取市扇島2282番地２
輸第12636号	被覆窒素肥料	Ｐ―4100	株式会社アズビオ	千葉県香取市扇島2282番地２
輸第12875号	化成肥料	ＡＺ684	株式会社アズビオ	千葉県香取市扇島2282番地２
輸第12876号	化成肥料	ＡＺ　ＦＷ―505	株式会社アズビオ	千葉県香取市扇島2282番地２
輸第12884号	配合肥料	ＡＺ　ＦＷ―151	株式会社アズビオ	千葉県香取市扇島2282番地２
輸第13150号	化成肥料	ＡＺ888	株式会社アズビオ	千葉県香取市扇島2282番地２
輸第13187号	化成肥料	ＡＺ444	株式会社アズビオ	千葉県香取市扇島2282番地２
輸第92283号	配合肥料	ＬＥＳＣＯ　Ｇ―406Ｂ	株式会社アズビオ	千葉県香取市扇島2282番地２
輸第92284号	配合肥料	ＬＥＳＣＯ　Ｇ―141Ｂ	株式会社アズビオ	千葉県香取市扇島2282番地２
輸第92285号	配合肥料	ＬＥＳＣＯ　Ｇ―234Ｂ	株式会社アズビオ	千葉県香取市扇島2282番地２
輸第92286号	配合肥料	ＬＥＳＣＯ　ＦＲ―950Ｂ	株式会社アズビオ	千葉県香取市扇島2282番地２
輸第92287号	配合肥料	ＬＥＳＣＯ　ＦＲ―432Ｂ	株式会社アズビオ	千葉県香取市扇島2282番地２
輸第10981号	化成肥料	高度複合48号	アイアグリ株式会社	茨城県土浦市北神立町２番地12
輸第13616号	配合肥料	ホーグス１号	株式会社ホーグス	東京都渋谷区桜丘町22番14号
輸第6441号	蒸製皮革粉	10.0蒸製皮革粉Ｋ	株式会社宏和商会	愛知県名古屋市中村区名駅２丁目30番19号
輸第10977号	尿素	尿素	有限会社太彭インターナショナル	京都府京都市伏見区京町四丁目141番地１

２　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第八百十八号

南部大阪都市計画事業新住宅市街地開発事業和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業に係る次の工区について工事が完了したので、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第四十条の規定により読み替えて適用される新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）第二十七条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年八月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

工区番号
４４―１、５４―１

○国土交通省告示第八百十九号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十五年八月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
			平成
７ＪＯＡ	141859	ＳＨＩＮ―ＥＩ	25. 7.22
７ＪＰＥ	141936	第八十一豊清丸	25. 7.24
７ＪＰＫ	141957	第七十八幸榮丸	25. 7.10
７ＪＰＭ	141963	かいよう	25. 7. 9
ＪＤ3506	141907	圓生丸	25. 7.25
ＪＤ3522	141930	秋桜丸	25. 7.11
ＪＤ3533	141944	第十大洲丸	25. 7.24
ＪＤ3536	141948	明洋丸	25. 7.12
ＪＤ3537	141949	廣瀬丸	25. 7. 8
ＪＤ3538	141950	21邦久	25. 7.10
ＪＤ3539	141951	雄海丸	25. 7. 5
ＪＤ3541	141956	第五八照丸	25. 7. 9
ＪＤ3542	141958	三萬吉16	25. 7. 3
ＪＤ3547	141967	つくば	25. 7.18
ＪＤ3549	141969	徳山丸	25. 7. 5
ＪＤ3558	141983	福栄丸	25. 7.18
ＪＤ3560	141986	第一光潤丸	25. 7.24

○国土交通省告示第八百二十号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十五年八月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
			平成
７ＬＩＶ	128417	第七十八大洋丸	25. 7. 5
ＪＤＩＥ	133503	第二制海	25. 7.23
ＪＮＡＵ	136642	高砂丸	25. 7.11
ＪＤ2666	128579	べが	25. 7. 4
ＪＤ2671	128584	北南丸	25. 7.23
ＪＥ2366	121290	第参拾壱正進丸	25. 7.29
ＪＧ3697	121452	すいりゆう	25. 7.30
ＪＧ4111	121904	きよたき	25. 7.17
ＪＧ4636	129805	雄海丸	25. 7.10
ＪＧ5041	132824	大成丸	25. 7.16
ＪＧ5071	133098	さつき	25. 7. 1
ＪＧ5260	134289	海星	25. 6.29
ＪＧ5331	134971	ちどり	25. 7. 9
ＪＨ3086	128456	共榮丸	25. 7.22
ＪＩ3349	128742	第一光潤丸	25. 7.22
ＪＩ3556	134155	第十二豊栄丸	25. 7.26
ＪＪ3887	132418	ニューフェリー美咲	25. 7. 4
ＪＫ4340	122011	第五大藤丸	25. 7. 9
ＪＫ4754	130992	第十五山陽丸	25. 7.17
ＪＫ4796	129609	びさん２	25. 7.17
ＪＫ5044	132454	東周丸	25. 7.12
ＪＫ5536	136153	第七共和丸	25. 7.29
ＪＬ5863	132061	日英丸	25. 7.22
ＪＬ5867	132065	第八明隆丸	25. 7. 8
ＪＬ6044	132926	第三観音丸	25. 7.31
ＪＬ6105	133884	第八十一鷹丸	25. 7.26
ＪＬ6458	135169	輝翔丸	25. 7.22
ＪＬ6519	135546	菱山丸	25. 7. 8
ＪＭ5352	127061	栄光丸	25. 7.24
ＪＭ5715	130362	まつら	25. 7.18
ＪＭ6023	132575	大黒丸	25. 7.22
ＪＭ6117	132686	第二公龍丸	25. 7.23
ＪＭ6130	132697	信宝丸	25. 7. 2
ＪＭ6363	134509	第壱大昭丸	25. 7.23
ＪＭ6437	134529	久護99	25. 7. 1
ＪＭ6663	136400	ひまわり３	25. 7. 1

○国土交通省告示第八百二十一号

次の船舶国籍証書は無効となったので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十五年八月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

証書番号	証書の日付	船舶番号	船名
	平成		
Ａ09151075	21. 7.15	134289	海星